募

職



デマンド交通「おでかけ号」の利用券を交付します



高齢の方や子育て世帯の外出を支援するため、デマンド交通 「おでかけ号」の利用券を交付します。

※令和2年度に申請された方も 改めて申請が必要です。

※おでかけ号利用券の交付は、 1年度につき1回までです。

共通事項

■利用券の有効期間

4月1日(木)

- ~令和4年3月31日(木)
- ■申請開始日 3月15日(月)
- ※受付開始直後は窓口が混み合います。ご了承ください。

■利用券の交付方法 郵送

※申請順に交付するため、4月 以降の発送となる場合がありま す。利用予定日の1週間以上前 にお手続きください。

※利用券は再交付することができませんので、大切に保管してください。

高齢の方

■対象者 令和4年3月31日まで に満75歳以上になる方

■交付枚数

利用者1名につき10枚

■持ち物 印鑑、年齢が確認で きる身分証明書、おでかけ号利 用登録証(すでに利用登録して いる場合)

※代理申請の場合は、代理人の 印鑑もお持ちください。

※令和2年度に申請した方には 申請書を郵送します。同封の返 信用封筒で返送してください。

■申し込み・問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(32)8904

子育て世帯

利用券は、未就学児の保護者 (申請者または申請者と同一世帯 の方)が未就学児とともにおでか け号を利用する場合のみ使用す ることができます。未就学児は 無料ですが、乗車するには保護 者の同伴が必要です。

※複数の保護者が同時に乗車する場合は、人数分の利用券が必要です。

■対象者

次のすべてに該当する方

- 市内に住所を有する方
- 未就学児の保護者の方
- •おでかけ号の利用登録をして いる方

※未登録の場合は申請時に登録 できます。

※おでかけ号の利用登録は、利用する方全員(未就学児を含む)分が必要です。

- **■交付枚数** 1世帯に10枚
- ■**持ち物** 印鑑、おでかけ号利 用登録証(すでに利用登録して いる場合)
- ■申し込み・問い合わせ先 こども福祉課 (32)8903

医療費助成額の推移

市では、栃木県の補助制度に 基づき各種医療費の助成を行っ ています。

今回は、平成27年度から令和 元年度までの過去5年度分の医 療費助成額と助成件数について お知らせします。

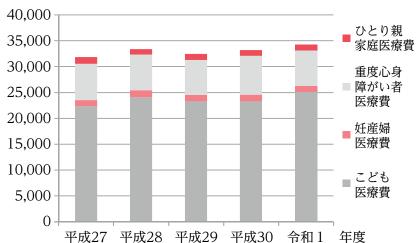
令和元年度医療費助成の合計 額は、前年度と比べ3.1%増の3 億4,230万円となりました。ま た、助成総件数は、前年度比4.8% 増の15万9,094件となりました。

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8902



助成額(万円)



助成額単位:万円

						4-1-7 . \21.1
年度	こども医療費	妊産婦 医療費	重度心身 障がい者 医療費	ひとり親 家庭 医療費	各種 医療費 合計	助成件数 (件)
平成27	22,341	1,164	7,023	1,300	31,828	153,200
平成28	24,049	1,383	6,905	1,041	33,378	159,826
平成29	23,232	1,278	6,766	1,133	32,409	152,973
平成30	23,278	1,265	7,548	1,107	33,198	151,873
令和 1	25,154	1,234	6,845	997	34,230	159,094